

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	石丸哲朗
登録番号又は法人番号	09411429
所属する単位会	佐賀会
事務所名称	石丸行政書士事務所
事務所所在地	佐賀市大和町大字久池井 3 0 3 7 番地 1
処分年月日	令和 6 年 12 月 20 日
処分内容（種類）	廃業の勧告及び廃業するまでの間の会員の権利の停止
上記処分をした理由	石丸哲朗会員は、佐賀県行政書士会会則第 22 条による納付すべき会費を正当な理由なく滞納したことによる。 よって、行政書士法第 13 条、佐賀県行政書士会会則第 22 条に違反したため、会則第 23 条第 2 項に基づく処分。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法 第十三条 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。 佐賀県行政書士会会則 第 2 2 条 会員は、総会において定めた額の会費を本会に納入しなければならない。 2 会費は、前納するものとし、納期は 4 月、7 月、1 0 月、及び 1 月の各月末までに 3 ヶ月分を納入するものとする。ただし、会員が退会したときは、前納した金額中、その翌月以降の分については返還するものとする。 3 月の途中において入会し、又は退会したときも、その月の会費は 1 ヶ月の額とする。 第 2 3 条 2 前項の規定による通告を受けた会員の滞納が 1 2 ヶ月以上に及んだときは、直ちに理事会において以下の勧告の決議をしなければならない。 (1) 個人会員に対しては廃業の勧告 (2) 主たる事務所を有する法人会員に対しては法人の解散の勧告又は従たる事務所の廃止の勧告 (3) 従たる事務所のみを有する法人会員に対しては事務所の廃止の勧告